

2022年（令和4年）7月20日

事業者の皆様

釧路市総務部契約管理課

建設工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用改定について

次のとおり建設工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用について、最近の資材価格の急激な高騰を踏まえ、下記のとおり改定いたしましたのでお知らせいたします。

1 単品スライドについて

建設工事請負契約約款第26条第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったとき、請負代金額の変更を請求できる制度（平成20年8月より運用）。

受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、工事材料の価格増加分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担することとなる。

釧路市建設工事請負契約約款（抄）

第26条

（1～4省略）

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

2 これまでの運用ルール

- ・工事材料の価格増加分は、受注者から提出された工事材料の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。

3 新たな運用ルール

- ・購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合でも、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ・鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ・工事材料の価格が減少した場合において、対象工事費の1%を超える減額分を発注者が受注者へ請求することができることとする。

4 適用開始日

- ・適用開始日は令和4年7月11日とし、この日以降に契約約款第26条第5項に係る請求が行われたものから適用する。

5 その他

- ・単品スライドによる請負代金額の変更請求は、工期末の2か月前までとなっておりますのでご注意ください。
- ・具体的なスライド額の算定方法などにつきましては、「単品スライド条項の運用に係る取扱い」を参照してください。

(契約管理課契約担当)